

令和7年1月1日時点で施工中の盛土等の工事は「届出」が必要です！



工事の届出について

石川県では令和7年1月1日に県下全域（金沢市を除く）を盛土規制法の規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）に指定し、運用を開始する予定です。以下の盛土等を行う場合において、運用開始日前に工事に着手したときは、工事主は、**運用開始日から21日以内（令和7年1月22日まで）に盛土等に関する届出が必要です。**なお、運用開始日以降に工事に着手しようとするときは、盛土等に関する許可申請または届出が必要です。

- ▶ 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- ▶ 土石の堆積（一時的な堆積）
- ▶ 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものも含む）
※開発許可を受けたもので、令和7年1月1日までに工事着手しない場合には、改めて許可申請（盛土規制法）が必要となります。

届出対象となる規模

【土地の形質の変更（盛土・切土）】

①盛土で
1m超
の崖を生ずるもの

②切土で
2m超
の崖を生ずるもの

③切土及び盛土で
2m超
の崖を生ずるもの
(①、②を除く)

④盛土で高さ
2m超
となるもの
(①、③を除く)

⑤切土又は盛土をする面積が
500㎡超
となるもの
(①～④を除く)

※『崖』とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

【一時的な土石の堆積】

①堆積の面積が
500㎡超
となるもの

②堆積の高さが **2m超**
かつ面積が **300㎡超**
となるもの (①を除く)

届出に必要な書類(正1部・副1部)

- ①届出書
- ②位置図
- ③地形図
- ④土地の平面図
- ⑤届出地及びその周辺の写真

届出の窓口

石川県（金沢市を除く）における盛土規制法の工事の届出は、工事主が、石川県知事あるいは権限移譲市長に対して行ってください。届出書の提出先は次のとおりです。

	申請所在地	届出窓口	相談窓口	
			宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
権限移譲市	七尾市、小松市、加賀市 白山市、能美市、野々市市	各市町 担当窓口	各市 担当窓口	
奥能登	輪島市、珠洲市 穴水町、能登町		奥能登土木総合事務所 分室 建築課	奥能登農林総合事務所 管理部 企画調整室
中能登	羽咋市、志賀町 宝達志水町、中能登町		中能登土木総合事務所 建築課	中能登農林総合事務所 管理部 企画調整室
県央	かほく市、津幡町 内灘町		津幡土木事務所 建築課	県央農林総合事務所 管理部 企画調整室
南加賀	川北町		南加賀土木総合事務所 建築課	南加賀農林総合事務所 管理部 企画調整室

お問合せ先

石川県土木部砂防課 TEL：076-225-1751

石川県土木部建築住宅課 TEL：076-225-1778

石川県農林水産部森林管理課 TEL：076-225-1641

石川県農林水産部農業経営戦略課 TEL：076-225-1633